

議案第 6 1 号

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について

令和 6 年 7 月 1 日付けで事務所の位置を変更することに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和 3 0 年兵庫県告示第 1 9 7 号の 1 2）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。